

処分基準整理票

処分の内容	青年等就農計画の認定の取消し		
根拠法令及び条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の5第2項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当） 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （青年等就農計画の変更等） 第十四条の五 略 2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る青年等就農計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第二項第二号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。  （青年等就農計画の認定） 第十四条の四 略 2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 略 二 農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標 三～五 略 3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本構想に照らし適切なものであること。 二 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。		
	【その他の基準となる法令、通知等】 ○農業経営基盤強化促進法施行規則 （青年等就農計画の認定基準） 第十五条の五 法第十四条の四第三項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。 二 法第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、法第十四条の四第二項第四号に掲げる事項が同項第二号の目標を達成するために適切なものであること。		
	処分基準設定年月日	令和6年2月5日	処分基準最終変更年月日
所管部署	環境経済部 農政課		
備考			

